

第111回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成26年6月5日（木）

招集場所 米子市役所第2庁舎 第2会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	伊塚 定弘委員	2番	石橋 明広委員	3番	田邊 雄一委員	4番	大縄 敬次委員
5番	松原 幹人委員	6番	松林 貢委員	7番	佐々木知俊委員	8番	山中 春夫委員
9番	木澤 純一委員	11番	安田 浩委員	12番	唐来 新市委員	13番	安達 卓是委員
14番	精山 悦子委員	15番	高田 衛委員	16番	高西 史郎委員	17番	吉澤 一誠委員 (部会長)

欠席委員 10番 船岡 市秋委員

傍聴人 倉益鳥取県農業会議事務局長 森井鳥取県農業会議参与
事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 山本主任 長谷川主任

- 日 程
- 1 農地法各条申請地現地調査
 - 2 部会長あいさつ
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議事
 - (1) 農地法各条申請審議等
 - ア 第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
 - イ 第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - ウ 第11号 米子市農用地利用集積計画の決定について
 - 5 報告事項
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (吉澤委員)

時間には早いようですが、皆さん揃われましたのでこれより農地部会を開きます。現地調査ごくろうさんでした。本日は、鳥取県農業会議の倉益事務局長、森井参与さんが部会の傍聴に来ておられますので、ご案内しておきます。審議が終わりましたら、鳥取県伝統農地について、お願いがあるということで来ておられますので、あわせてご案内しておきます。ただいまから、第111回農地部会を開きます。

最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

それでは、議席番号5番の松原幹夫委員と議席番号6番の松林貢委員にお願いしたいと思います。

また、船岡委員が本日は欠席です。

それでは審議に入ります。初めに、3ページの議案第9号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に

対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号10の下新印について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号10の下新印について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は145aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくご願ひいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

3番（田邊委員）

さきほど、事務局より説明がありましたが、譲受人が、規模拡大のため売買で農地460㎡を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく、ご審議お願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号11の葭津について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号11の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は229aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくご願ひいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

2番（石橋委員）

申請地は田畑が混在しているところで、ほとんどは遊休農地化している所です。譲渡人が高齢ということもあり、3条申請ということになったもので、譲受人が、規模拡大のため売買で農地2334㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号12の葭津について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号12番の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は210aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

2番（石橋委員）

この申請地ですが、先ほどの番号11の申請地の隣です。譲受人は番号11の方と同じ方です。規模拡大のため売買で農地419㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号13の榎原について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号13番の榎原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が引っ越しをするため、農地を耕作できなることから売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は151aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

15番（高田委員）

譲渡人が引っ越しをするため、農地を耕作できないことから、売買で農地495㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。なお、譲受人の農地と隣接しているということをつけ加えておきます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、番号14の古豊千について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号14番の古豊千について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は136aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

3番（田邊委員）

譲受人が、規模拡大のため売買で農地555㎡を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われま
すので、よろしくお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号15の大崎について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号15番の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲渡人が引っ越しをし、地元には帰って
こないため、昔から知人である譲受人が、農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は72aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

2番（石橋委員）

譲受人は、退職後に甘藷栽培を盛んにしておられる方です。譲渡人が引っ越しをするため、農地を耕作できないことから、知人の譲受人が贈与によって農地234㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、6ページ、議案第10号をお願いいたします。農地法施行令第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

そうしますと、7ページ、番号8の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いします。

9番（木澤委員）

8番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は519㎡です。申請人は、家族で市内の借家で生活していますが、将来のことを考えて、申請地に住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。

おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当すると思われまますが、集落に接続する形で住宅を建築するため、転用について問題はないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号8について、地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

そうしますと、番号9の両三柳について、地元委員さんから説明をお願いします。

4番（大縄委員）

9番の議案について説明します。申請地は、両三柳の畑で面積は218㎡です。

申請人は、家族で市内のアパートで生活していますが、手狭になってきたこともあり、申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号9について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ、議案第11号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。今月は利用権設定が19件、所有権移転が1件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、番号6-1から、14ページ、番号6-19までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は、田に関するものが、20筆 22,437㎡、畑に関するものが、14筆 9,345㎡、ございます。

番号6-1から番号6-2は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、215aとなつて

おります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-3から番号6-4までは、再設定でございます。

番号6-5から番号6-6は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は71aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-7は、再設定でございます。

番号6-8は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、194aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-9から番号6-10は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、194aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-11から番号6-12までは、再設定でございます。

番号6-13は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、42aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-14は、再設定でございます。

番号6-15は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、559aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-16は、再設定でございます。

番号6-17は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、26aとなっております。営農計画書が提出されております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号6-18から番号6-19は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、番号6-18は143aとなっております。番号6-19は鳥取県農業農村担い手育成機構が所有権を取得した農地をすぐに転貸するものです。借人の設定後の経営面積は、31aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から番号6-1から番号6-19まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定いたします。

次に 17ページ、所有権移転各筆明細について審議をいたします。番号6-1について事務局から説明してください。

事務局 (大許事務局長補佐)

所有権移転各筆明細について、説明します。

17ページ、番号6-1ですが、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業の特例事業として買い入れるものです。この農地は、何年か貸付、その後、貸付者に売渡すものです。

議長 (吉澤委員)

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

18ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号3から番号6の4件を受理しております。

続きまして、20ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号5から番号10の6件を受理しております。

続きまして、22ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号7から番号9の3件を受理しています。

続きまして、23ページ、(4)非農地現況証明について、番号1から番号3の3件を証明しています。

続きまして、24ページ、(5)農地転用現況確認書交付について、番号2から番号12の11件を交付しています。

続きまして、会長の方から、県農業会議 会議員の事務報告をお願いします。

仲田会長

(県農業会議 会議員の事務報告)

議長 (吉澤委員)

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。
ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局 (大許事務局長補佐)

(連 絡 事 項)

議長 (吉澤委員)

他に何かございますか。
そういたしますと、これもちまして、第111農地部会を終了します。

閉 会 午後3時57分